

新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>また、事業実施にあたっては、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知)に定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」および「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(令和4年4月1日付け事務連絡)を遵守するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>第4～6条 (省略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第7条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内に知事に提出するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年度の補助対象事業に適用する。</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>また、事業実施にあたっては、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第22号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知)に定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」および「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(令和4年9月22日付け事務連絡)を遵守するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>第4～6条 (省略)</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第7条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年度の補助対象事業に適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年10月日から施行する。</p>

新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

旧	新
別記様式第1号	別記様式第1号
文 書 番 号 年 月 日	文 書 番 号 年 月 日
滋賀県知事 あて	滋賀県知事 あて
所在地 補助事業者名 代表者名 発行責任者・担当者 連絡先（電話番号）	所在地 補助事業者名 代表者名 発行責任者・担当者 連絡先（電話番号）
令和4年度新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金交付申請書	令和4年度新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金交付申請書
令和4年度における標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。 なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。	令和4年度における標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。 なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。
記	記
補助申請額 金 _____ 円	補助申請額 金 _____ 円
(関係書類) 1. 事業計画書（別紙1-1） 2. 職域接種共同実施主体一覧表（別紙1-2） （交付要綱第3条第1号に該当する場合のみ） 3. 事業に係る収支予算書 4. その他参考となる資料	(関係書類) 1. 事業計画書（別紙1-1） 2. 職域接種共同実施主体一覧表（別紙1-2） （交付要綱第3条第1号に該当する場合のみ） 3. 事業に係る収支予算書 4. その他参考となる資料
	<u>ただし、オミクロン株対応ワクチン接種実施分として</u>